

上場制度整備懇談会・設置要綱

平成25年9月18日

株式会社東京証券取引所

1. 趣旨

上場制度の整備にあたり、多様な利害関係者の意見を十分に踏まえ、透明性の高い検討を行うため、有識者によって構成された検討の場として上場制度整備懇談会を設置する。

2. 審議事項

上場制度に関する事項のうち、当取引所が必要と認めて諮問を行う事項について、具体案作成のための検討を行う。

3. 構成

学識経験者、発行者、機関投資家、市場仲介者、法律専門家、実務者等から選任した10名から16名程度の委員で構成する。

委員の任期は設けないものとする。

委員のうちから座長を1名選任する。

4. 運営方法

(1) 懇談会の招集、懇談会での進行・取りまとめは、座長が行う。

(2) 個別具体的事項の検討を行うため、必要に応じ、懇談会の決定に基づいて分科会を設置する。

(3) 事務局は当取引所の上場部が行う。事務局は、検討資料の作成、運営の企画・事務等を行い、懇談会（分科会を含む）の運営全般の支援を行う。

(4) 懇談会及び分科会の議事及び配布資料は原則として非公開とする。事務局は、懇談会及び分科会の開催後、遅滞なく議事要旨をとりまとめ、当取引所のホームページにおいて公開する。

5. 開催日程

諮問事項に応じて適宜調整する。

以 上